

令和3年度

学生募集要項

博士後期課程入学試験



| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 出願資格審査申請書類 提出期間 (該当者のみ) | 令和2年7月28日(火)～7月29日(水) |
| 出願期間 | 令和2年8月17日(月)～8月19日(水) |
| 試験日 | 令和2年9月5日(土) |

和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科

和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程

入学者受入方針（アドミッションポリシー）

本学大学院保健看護学研究科博士後期課程は、高度先進的かつ横断的な大学院教育による保健看護学研究の推進を通じて、自立して研究を行える高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識をもつ保健看護学の教育・研究者の育成を目的とします。

そのため、保健看護学研究科博士後期課程では、以下のような学生を求めます。

1. 保健看護学に関する高い関心と研究への強い意欲をもつ人
2. 保健看護学の発展と社会福祉の向上に熱意をもつ人
3. 保健看護学への貢献を研究的視点にもつ人
4. 保健看護学の専門職業人として、高度な専門知識の更新、リカレント教育に取り組もうとしている人

教育課程方針（カリキュラムポリシー）

自立して研究を行える高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持つ人材を養成するため、次のようにカリキュラムを編成します。

1. 保健看護学の深い知識を修得できるよう共通必修科目を配置する。
2. 研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識を修得できるよう共通選択科目、専門科目及び特別研究科目を配置する。

学位授与方針（ディプロマポリシー）

本学大学院保健看護学研究科博士後期課程は所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格するとともに、次に掲げる事項を修得したと認められる者に博士（保健看護学）の学位を授与します。

1. 保健看護学におけるより高度な学識を修得している。
2. 自立して研究を行うための倫理観・知識・技術を有している。
3. 高度医療職業人として新しい医療の分野を切り開く意欲と能力が身についている。

令和3年度
和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程
学生募集要項

所在地及び電話番号
和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科
〒641-0011 和歌山市三葛^{みかずら}580番地
電話番号 073-446-6700

1 募集人員

| 研究科名 | 専攻名 | 課程 | 募集人員 |
|----------|---------|--------|------|
| 保健看護学研究科 | 保健看護学専攻 | 博士後期課程 | 3名 |

募集する領域

- 生涯保健看護学領域
- 地域保健看護学領域

2 出願資格

I 一般選抜

次の(1)～(4)の各号のいずれかに該当し、かつ保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有する者。

II 社会人選抜

次の(1)～(4)の各号のいずれかに該当し、かつ保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有する者で、出願時に通算3年以上の実務経験を有し、現在も就業している者。

ただし、実務経験とは保健師、助産師または看護師のいずれかの免許を取得した後、看護職として携わった業務に関する経験をいうものとする。

- (1) 修士の学位を有する者または令和3年3月31日までに取得見込みの者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者または令和3年3月31日まで授与される見込みの者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年9月1日文部省告示第118号）
 - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

- (4) 本研究科において、個別の出願資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認定された者で、24歳に達した者

注 上記(3)または(4)により出願しようとする者は、出願前に出願資格の認定が必要となります。4ページの8 出願資格審査を参照して申請してください。

3 出願手続

(1) 出願方法

郵送のみとします。入学検定料を振り込んだ後、出願書類を「入学願書」用封筒にて、書留速達で郵送してください。

(2) 出願期間

令和2年8月17日(月)～8月19日(水)(必着)

(3) 出願書類

① 入学願書

本研究科所定の用紙を使用してください。

② 写真カード及び受験票

出願前3か月以内に撮影した写真を所定欄に貼付してください。

写真は、無帽、上半身正面(受験時に眼鏡を着用する者は、眼鏡を着用し撮影したもの)、縦4cm×横3cmの大きさで、裏面に氏名を記入したもの。

③ 成績証明書

修士課程(または博士前期課程)にかかる成績証明書で、出身大学院の学長または研究科長が作成し、厳封したもの。

④ 修士課程修了(見込み)証明書

修士課程(または博士前期課程)の修了(見込み)者は、出身大学院の学長または研究科長が作成した修了(見込み)証明書を提出してください。

⑤ 志望理由書

本研究科所定の用紙を使用し、志望理由及び研究につながる関心領域について2,000字以内にまとめた出願者の自筆のもの。

⑥ 健康診断書

本研究科所定の用紙を使用し、出願前3か月以内に医師が作成したもの。

⑦ 就業証明書

社会人選抜を希望する者は、出願時に通算3年以上の実務経験を有し、現在も就業していることの証明が必要ですので、本研究科所定の用紙を使用し、就業先の代表者が証明した就業証明書を提出してください。(2か所以上の証明が必要な場合は、用紙をコピーして使用してください。)

なお、実務経験とは保健師、助産師または看護師のいずれかの免許を取得した後、看護職として携わった業務に関する経験をいうものとします。

⑧ 「受験票」用封筒

住所、氏名及び郵便番号を記入し、簡易書留速達郵送用として694円分の切手を貼付してください。

⑨ あて名票(合格通知書等送付用)

住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

(4) 入学検定料

30,000円

本要項に綴り込まれている入学検定料振込依頼書を使用して30,000円を振り込み、入学検定料振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面に貼ってください。

- ① 金融機関窓口（ゆうちょ銀行を除く）での振り込み（電信扱い）に限ります。ATMでの振り込みはできません。振込手数料は出願者負担となります。
- ② 振込依頼書は、太枠で囲まれている記入欄に必要事項を全て黒ボールペンで正確明瞭に記入し、A票・B票・C票を切り離さずに金融機関へお持ちください。
- ③ 出願受理後は、既に納入された入学検定料は返還しません。
- ④ 本学大学院の博士前期課程または修士課程を令和元年度に修了した者、または令和2年度に修了見込みの者で引き続き博士後期課程に進学する者については、検定料は不要です。

(5) 出願書類の送付先

〒641-0011 和歌山市三葛580番地 和歌山県立医科大学保健看護学部事務室

(6) 出願についての注意事項

- ① 必ず本研究科の志望する領域の教授と事前相談を行ってください。なお、事前相談は保健看護学部事務室（073-446-6700）へ申し込んでください。
- ② 書類等に不備がある場合には受理できません。出願の際には十分注意してください。
- ③ 修了証明書等と現在の姓が異なる場合は、改姓したことがわかる書類（戸籍抄本等）をあわせて提出してください。
- ④ 受理した出願書類及び入学検定料は、理由のいかんを問わず返還しません。
- ⑤ 出願手続を完了した者には、「受験票」及び「受験者心得」を送付します。
なお、受験票は到着するまで若干の日数を要しますが、令和2年8月31日（月）までに到着しない場合は、保健看護学部事務室まで問い合わせてください。
- ⑥ 出願書類等に虚偽の記載があった場合は、入学後であっても入学を取り消すことがあります。
- ⑦ 入学を志願する者で、身体に障害があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする者は、出願前（令和2年7月21日（火）まで）にあらかじめ本研究科に相談してください。

4 選抜方法等

入学者の選抜は、英語、専門科目、面接、提出された出願書類によって総合的に行います。なお、社会人選抜での出願者については、実務経験等を考慮します。

(1) 試験日

令和2年9月5日（土）

(2) 時間割

| 時 間 | 内 容 |
|-------------|-------|
| 9：00～10：00 | 英 語 * |
| 10：30～12：00 | 専門科目 |
| 13：00～ | 面 接 |

* 英語の辞書1冊（電子辞書は除く）を持ち込むことができます。

(3) 試験会場

和歌山県立医科大学三葛キャンパス

(4) 注意事項

- ① 昼食は各自で準備してください。
- ② 宿泊の斡旋はいたしません。
- ③ 試験会場には駐車場がないので、公共交通機関等を利用してください。

5 合格者の発表

(1) 発表日時

令和2年9月18日(金) 15:00

(2) 発表の方法等

合格者には合格通知を書留速達で送付します。

本学ホームページ上において、9月18日(金)15:00から一定期間合格者の受験番号を掲示します。

なお、入学者選抜試験結果に関する問い合わせには応じておりません。

6 入学手続

(1) 手続期間

令和2年10月6日(火)、10月7日(水) 9:30～17:00

(2) 手続場所

和歌山県立医科大学三葛キャンパス 管理・校舎棟1階 事務室

(3) 手続の方法等

① 手続に必要な書類は、合格通知書と一緒に送付します。

② 手続は、本人または代理の者が来学するか、もしくは郵送で行ってください。

③ 所定の期日、時間内に入学手続を完了しなかった者は、入学を辞退したものとします。

7 学費等

| 種別 | 入学金 | 授業料 |
|----|----------|----------------------------|
| 金額 | 282,000円 | 年額 535,800円 (5月と11月に分納) |

注) 上記の金額は改定されることがあります。改定時から新しい金額が適用されます。

① 入学後、学生教育研究災害傷害保険料、研究・実習のための費用が別途必要となります。

② 入学金及び授業料については、減額または免除の制度があります。

③ 本学大学院の博士前期課程または修士課程を令和元年度に修了した者、または、令和2年度に修了見込みの者で引き続き博士後期課程に進学する者については、入学金は不要です。

8 出願資格審査

出願資格(3)または(4)により出願しようとする者は、出願前に資格審査を行いますので、次の申請書類を期日までに提出してください。

(1) 申請方法

郵送のみとします。申請書類を市販の封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。封筒のおもてに「出願資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

(2) 資格審査申請書類提出期間

令和2年7月28日(火)～7月29日(水)(必着)

(3) 申請書類

① 出願資格審査申請書

本研究科所定の用紙を使用してください。

② 卒業証明書

出身大学の卒業証明書又はそれに相当する課程修了証明書を提出してください。

③ 成績証明書

最終学歴となる出身大学（出身学校）が作成し、厳封したもの。

④ 就業証明書

本研究科所定の用紙を使用して、就業先の代表者が証明した就業証明書を提出してください。（2 か所以上の証明が必要な場合は、用紙をコピーして使用してください。）

社会人選抜を希望する者は、出願時に通算3年以上の実務経験を有し、現在も就業していることの証明が必要です。なお、実務経験とは保健師、助産師または看護師のいずれかの免許を取得した後、看護職として携わった業務に関する経験をいうものとします。

⑤ 研究の成果等

公表された論文等1編の写しと概要400字以内（様式自由）

⑥ 結果通知用切手

出願資格審査結果を通知するための簡易書留速達郵送用切手を694円分同封してください。

(4) 申請書類の送付先

〒641-0011 和歌山市三葛580番地 和歌山県立医科大学保健看護学部事務室

9 その他

(1) 入学取消

出願資格(1)または(2)で出願し、入学手続をした者であっても、修士の学位を取得できない場合には、入学を取り消します。

(2) 入学手続時における「承諾書」の提出

現在在職中の者で、入学後も継続する場合は、修学に専念できるよう、所属長または代表者の「承諾書」（合格通知に同封）を提出してください。

(3) 入学手続者が定員に満たなかった場合は、二次募集を実施することがあります。

(4) 出願書類等に記載されている個人情報及び入試情報は、選考目的以外には利用しませんが、入学者にあつては、本研究科における教育目的や学生生活に関連して利用する場合があります。

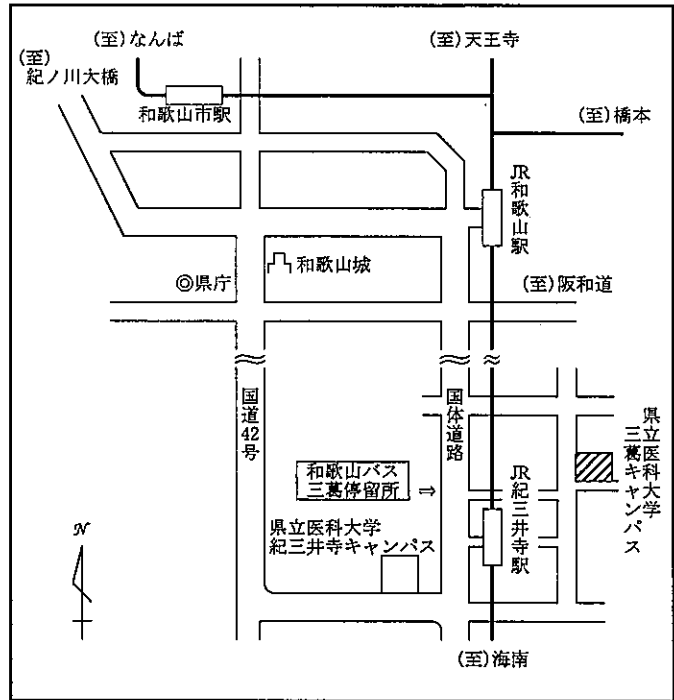
10 試験会場の案内

《交通機関》

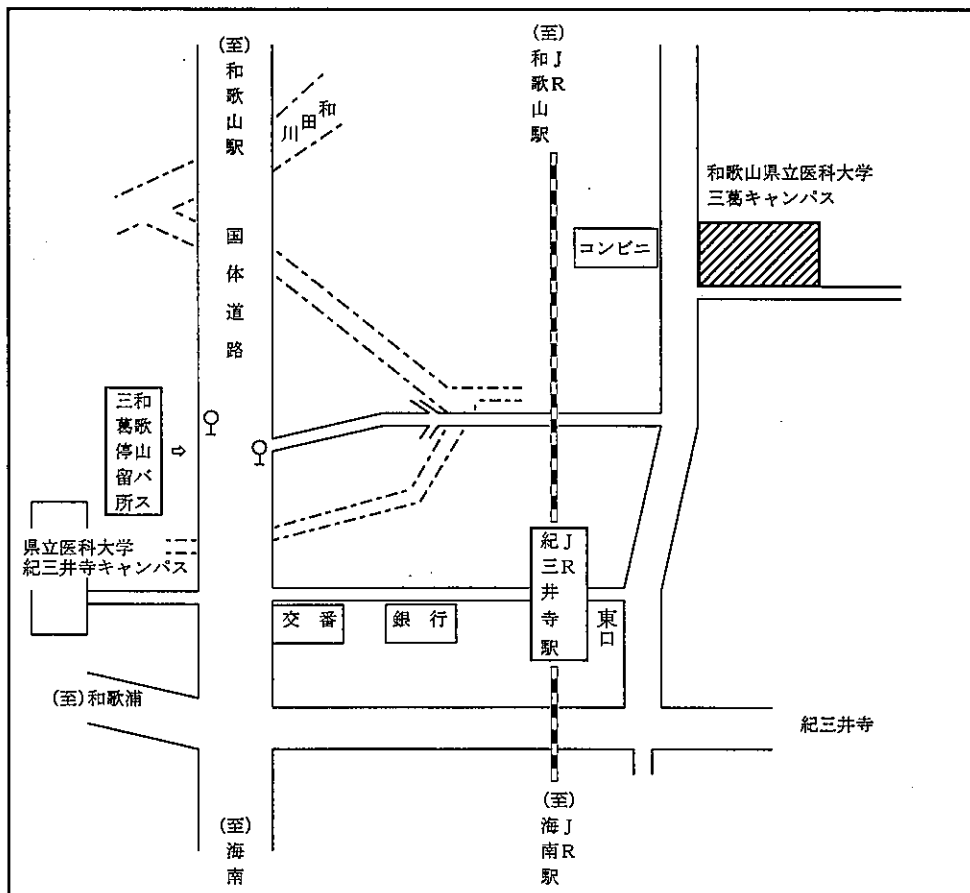
◎JRを利用する場合は
紀勢本線紀三井寺駅下車
東口から徒歩約10分

◎バスを利用する場合は
南海和歌山市駅（1番乗場）からは
40 海南駅前（JR和歌山駅・新手平経由）
42 マリーナシティ行（JR和歌山駅・新手平経由）
44 医大病院行（JR和歌山駅・新手平経由）
JR和歌山駅（1番乗場）からは
40 海南駅前（新手平経由）
42 マリーナシティ行（新手平・琴の浦経由）
44 医大病院行（新手平経由）
JR海南駅前（1番乗場）からは
40 南海和歌山市駅行（新手平・JR和歌山駅経由）

上記いずれも
みかさ
三葛停留所下車 徒歩約10分



《会場案内図》



和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程の概要

1 教育理念

広い視野と高邁な倫理観に立って、人間の尊厳を重視する保健看護学の教育・研究を進め、保健・医療に対するニーズに先駆的に対応し、健康に関係する様々な分野における健康づくりに寄与できる教育・研究者を育成し、地域における人々の健康に貢献する。

2 教育課程

カリキュラムは、共通科目と専門科目で構成される。
また、社会人学生に対しては、時間割上の配慮をする。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">共 通 科 目</p> | <p>必修科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健看護学研究法 人のライフステージに応じた健康支援に関する研究方法の現状と課題を明らかにする。 <p>選択科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理論 健康事象を研究のみでなく、社会的活動も含めた総合科学的に論ずる。 ・生活支援看護学 人の健康問題に影響を及ぼす生活習慣との関わりを理解し、生活支援における保健看護学と関連する知識および技術について考える。 |
| <p style="text-align: center;">専 門 科 目</p> | <p>人のライフステージの視点から身体的、精神的、社会的側面において健康の保持増進を考察する領域</p> <p>a 母子保健看護学特論 リプロダクティブヘルス/ライツの理念と個人とその家族の生涯にわたる健康生活支援の視点から援助のあり方と課題、研究方法について、また、次世代の健全育成と親役割の達成に向けた援助について探究する。危機的状況にある人々の心身の反応と回復過程について関連領域の理論を用いて分析・評価し、支援のあり方、少子社会に生きる小児の心身の健康について、生活様式の変化や地域の実情に応じた成育医療のあり方について探求する。健康生活維持のためのリズムやスキルの形成を目指す、認知行動療法の意義について探求する。</p> <p>b 成人期保健看護学特論 成人期にある人々の集団あるいは個人への健康支援に向けて論点を整理し、成人期にある人々の健康の保持・増進や生活支援方法の開発・推進を目指す人材に必須の基礎的考え方や視点として、生活習慣病などの予防、あるいは、健康課題をもつ個人あるいはその家族が健康状態の変化から回復し、セルフケア能力を高め、その人らしく生活できるような支援方法を、最新のエビデンスを多角的に分析しながら探究する。</p> <p>c 高齢期保健看護学特論 高齢期にある人々の集団あるいは個人への健康支援に向けて論点を整理し、高齢期にある人々の健康の保持・増進や生活支援方法の開発・推進を目指す人材に必須の基礎的考え方や視点として、高齢者・その家族のセルフケア能力を高め、施設入所時における対応あるいは認知症患者への対応など、その人らしく生活できるように支援する方法を、最新のエビデンスを多角的に分析しながら探究する。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 地域保健看護学領域 | <p>地域という生活の場で展開される保健看護の内容から健康の保持増進を考察する領域</p> <p>地域保健看護学特論</p> <p>地域における人々の集団あるいは個人への健康支援に向けて論点を整理し、地域における人々の健康の保持・増進や生活支援方法の開発・推進を目指す人材に必須の基礎的な考え方や視点として、健康文化の形成の仕方、生活の場や施設等への移行に応じた継続的・組織的な健康生活の確立への支援方法を、最新のエビデンスを多角的に分析しながら探究する。</p> |
| 後期特別研究 | <p>保健看護学研究の意義や特徴を理解し、保健看護学の領域において関心のある課題について、研究課題を明らかにし、研究計画を作成し、倫理審査を受け、研究活動を実施し、その成果を論文としてまとめる。</p> |

長期履修制度

- (1) 趣旨：職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士後期課程3年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。
- (2) 長期履修制度の対象学生：長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）で標準修業年限で修了することが困難な者
 - ② その他やむを得ない事情を有し、保健看護学研究科長が特に必要と認めた者
- (3) 長期履修期間：長期履修生の履修期間は、4年から6年とします。長期履修期間の延長は認めません。
- (4) 長期履修制度の申請時期：入学時のみに限ります。その後の申請は認められません。
- (5) 提出書類：申請書類として、長期履修申請書、在職証明書等必要な書類を提出してください。申請書類に基づいて、審査を行います。
- (6) 長期履修制度にかかる授業料（年額）：通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた年限の年数で除した額になります。（在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます）
- (7) 長期履修制度を希望する者は、必ず事前に指導担当の教授に相談してください。